



# 宮 崎 県 公 報

令和 2 年 10 月 5 日 (月曜日) 第 144 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

<b>告 示</b>	頁	<b>公 告</b>	
○指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい福祉課) 1		○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市 町村の意見…………… (商工政策課) 3	
○指定障害児通所支援事業の廃止…………… ( " ) 1		○地区及び簿冊の認証 (2件) …… (農村計画課) 3	
○民有林の保安林の指定予定…………… (自然環境課) 1		○入札公告…………… 3	
○民有林の保安林の指定…………… ( " ) 2		<b>選挙管理委員会告示</b>	
○保安林の指定予定の通知 (3件) …… ( " ) 2		○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3 分の1の数…………… 9	
○保安林の指定施業要件の変更通知の宛先不明 について…………… ( " ) 2		○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分 の1の数…………… 9	

## 告 示

### 宮崎県告示第 808号

児童福祉法 (昭和22年法律第 164号) 第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の指定をした。

令和2年10月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所 番号	指定障害児通所 支援事業所		指定障害児通所 支援事業者		指 定 年月日	事業等 の種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4550300372	放課後等デイサー ビス かける	延岡市土々呂町2 丁目 650	株式会社愛喜光	延岡市土々呂町2 丁目 650	令和2年10月1日	放課後等デイサー ビス

### 宮崎県告示第 809号

児童福祉法 (昭和22年法律第 164号) 第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和2年10月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所 番号	指定障害児通所 支援事業所		指定障害児通所 支援事業者		廃 止 年月日	事業等 の種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4550300208	児童発達支援 ア ンジュ	延岡市塩浜町2丁 目1799-20	合同会社 エール	延岡市塩浜町2丁 目1799-13	令和2年8月1日	児童発達支援

### 宮崎県告示第 810号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和2年10月5日

- 宮崎県知事 河野俊嗣
- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東白杵郡門川町大字門川尾末字鳥居ヶ原 10902、字大仁田 10903-1、字小仁田 10904-1、大字加草字本山3769-1
  - 2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 811号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和2年10月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日南市北郷町北河内字並松6890-1、6890-2、6902、6904から6907まで、6907-3、6907-6、6908、6908-9、6908-11、6908-12、6908-18、6908-19、6908-22、6908-26、6908-28から6908-30まで、6908-32、6908-34、6908-35、6908-41、6908-44から6908-46まで、6908-49、6908-55、6908-56、6908-60から6908-70まで、6909-10から6909-13まで、6909-17、6909-18、6910-5から6910-7まで

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 812号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和2年10月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市浦城町 850-6、850-12

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢

以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 813号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和2年10月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市北川町長井字西ノ内3367

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 814号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和2年10月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市差木野町5824-1、5829-1

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 815号

保安林の指定施業要件を変更する件（令和2年農林水産省告示第

1607号)に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容を、当該保安林の属する市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和2年10月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

えびの市役所

奥林四郎、貴嶋久光、橋口支信、原田保、歳川實治、坂口偉一郎、村上貞子、谷口喜文、谷川達彦、田代芳昭、柏木静子、柏木有世、八重尾長徳、堀江ツギ子、高橋清、大野四雄

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和2年農林水産省告示第1607号によること。

## 公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和2年10月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス早鈴店  
都城市早鈴町1612番2 外

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第5条第1項の規定による届出  
大規模小売店舗の新設  
令和2年5月1日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和2年10月5日から令和2年11月5日まで

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和2年10月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 地籍調査を行った者の名称

宮崎市

2 地籍調査を行った期間

平成25年10月1日から令和2年3月24日まで

3 地籍調査を行った地域

宮崎市大字郡司分及び熊野の一部

4 認証年月日

令和2年9月23日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和2年10月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 地籍調査を行った者の名称

国富町

2 地籍調査を行った期間

平成30年6月1日から令和2年3月12日まで

3 地籍調査を行った地域

国富町大字八代南俣及び深年の一部

4 認証年月日

令和2年9月23日

### 入札公告

総合評価一般競争入札を次のとおり実施する。

令和2年10月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 競争入札に付する事項

(1) 建設工事名 令和2年度国道448号石波工区(仮称)石波トンネル工事(2工区)(以下「本工事」という。)

(2) 工事場所 宮崎県串間市大字市木

(3) 工期 本契約成立の日から令和7年10月31日まで

(4) 工事概要

延長 L = 1,044m

幅員 L = 6.0(8.5)m

トンネル本体内 延長 L = 1,044m

坑門工 N = 1基

(5) 予定価格 落札者決定後公表する。

(6) 低入札価格調査制度 あり

(7) 入札の方法 本工事について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、本案件は、宮崎県建設工事等電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)で行う。ただし、入札書を書面にて提出することを希望する者は、紙入札方式によることができる。

2 契約に係る特約事項

(1) 本工事は、入札時に施工計画等に関する技術申請書を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保の実効性と施工体制確保の確実性を評価する施工体制評価型総合評価落札方式の工事であり、施工体制評価型総合評価落札方式の型式は、WTO工事JV型である。

(2) 本工事は、本契約成立後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の対象工事である。

3 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この競争入札に参加する資格を有する者は、宮崎県特定建設工事共同企業体取扱要領(平成6年10月1日県土整備部管理課定め

）に基づく特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の認定を受けている者で、開札日当日において次の要件を全て満たしているものとする。

(1) 共同企業体の資格要件

- ア 共同企業体の構成員（以下「構成員」という。）の数は、3であること。
- イ 構成員の組合せは、各構成員が(2)の構成員の資格要件をそれぞれ満たす組合せであること。
- ウ 各構成員は、本工事に係る入札に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。
- エ 共同企業体の結成方法は、自主結成であること。
- オ 構成員の出資比率の最小限度は、20%であること。
- カ 共同企業体の代表構成員は、構成員のうち施工能力及び出資比率が最大のものであること。
- キ 構成員のいずれも経常建設共同企業体の構成員でないこと。

(2) 構成員の資格要件

ア 構成員共通要件

- (ア) 県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第 369号）に基づく令和2・3年度の土木一式工事に係る入札参加資格の認定を受けていること。
- (イ) 建設業法（昭和24年法律第 100号）第15条の規定による土木一式工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (ウ) 本工事に係る次の設計業務の受託者でないこと。  
九州建設コンサルタント株式会社（本店所在地：大分県大分市大字曲 936番地 1）
- (エ) (ウ)の受託者の発行済株式総数の 100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100分の50を超える出資をしている建設業者でないこと。
- (オ) 代表権を有する役員が、(ウ)の受託者の代表権を有する役員を兼ねていないこと。
- (カ) 一般競争入札（施工体制評価型総合評価落札方式（WTO工事JV型））公告共通事項書（以下「共通事項書」という。）2に掲げる入札参加資格を全て満たしていること。

イ 代表構成員の資格要件

- (ア) 平成17年度以降に完成した次の①及び②の事項を全て満たす工事を元請として施工した実績（共同企業体としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）があること。
  - ① ナトム工法による道路トンネル工事であること。
  - ② 内空断面40㎡以上の道路トンネル工事であること。
- (イ) 土木一式工事における建設業法第27条の29に規定する総合評定値（審査基準日が平成30年8月1日から令和元年7月31日までのものに限る。以下「総合評定値」という。）が 1,200点以上であること。
- (ウ) 次の①から④までの事項を全て満たす技術者を、監理技術者として専任で配置することができること。ただし、配置する技術者の専任については、本契約成立後からとする。
  - ① 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

② 土木工事業に係る監理技術者資格者証を有する者であること。

③ 上記(ア)の要件を満たす工事において、監理技術者若しくは主任技術者又は現場代理人の経験（当該工事の工期の全ての期間において従事したものに限る。ただし、現場代理人にあつては、上記(ウ)①の資格を有して以降のものに限る。）を有する者であること。

④ 入札執行日の前日時点において、構成員が3か月以上継続して雇用している者であること。

ウ 第2構成員及び第3構成員の資格要件

- (ア) 上記イ(ア)①及び②の事項を全て満たす工事を元請として施工した実績があること。
- (イ) 土木一式工事における総合評定値が 950点以上であること。
- (ウ) 上記イ(ウ)①、③及び④の事項を全て満たす技術者を、主任技術者として専任で配置することができること。ただし、配置する技術者の専任については、本契約成立後からとする。

4 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱に基づく令和2・3年度の土木一式工事に係る入札参加資格を有しない者で、本工事の入札に参加を希望するものは、次のとおり入札参加資格審査申請を行わなければならない。

- (1) 受付期間 令和2年10月5日から令和2年10月23日まで
- (2) 申請先及び申請に関する問合せ先 宮崎県県土整備部管理課 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7179

5 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県串間土木事務所 串間市大字西方8970 郵便番号 888-0001 電話番号0987(72)0134
- (2) 期間 令和2年10月5日から令和2年12月10日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

6 設計図書等の交付方法及び交付期間

- (1) 交付方法 宮崎県公共事業情報サービス（<http://www.e-nyusatsu-portal.pref.miyazaki.lg.jp/main/>）による提供
- (2) 交付期間 令和2年10月5日から令和2年12月10日まで（宮崎県公共事業情報サービスの運用時間に限る。）

7 設計図書等に関する質問及び回答

- (1) 質問の受付期間 令和2年10月5日から令和2年10月29日午後5時まで
- (2) 受付方法 電子メール（[kushima-doboku@pref.miyazaki.lg.jp](mailto:kushima-doboku@pref.miyazaki.lg.jp)）
- (3) 回答方法 宮崎県公共事業情報サービスに掲載

8 入札参加資格確認申請書、入札参加資格確認資料及び共同企業体に関する資料の提出場所、提出期間及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県串間土木事務所
- (2) 提出期間 令和2年10月5日から令和2年10月23日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）
- (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。以下同じ。）

9 技術申請書の交付方法及び交付期間

- (1) 交付方法 宮崎県公共事業情報サービスによる提供
- (2) 交付期間 令和2年10月5日から令和2年10月23日まで（宮



崎県公共事業情報サービスの運用時間に限る。)

## 10 技術申請書に関する質問及び回答

- (1) 質問の受付期間 令和2年10月5日から令和2年10月16日午後5時まで
- (2) 受付方法 電子メール (kushima-doboku@pref.miyazaki.lg.jp)
- (3) 回答方法 宮崎県公共事業情報サービスに掲載

## 11 技術申請書の提出場所、提出期間及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県串間土木事務所
- (2) 提出期間 令和2年10月5日から令和2年10月23日まで (土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)
- (3) 提出方法 持参又は送付。ただし、技術提案については、電子データによる提出も併せて行うこと。

## 12 ヒアリング

- (1) 配置予定技術者に対し、当該技術者の専門技術力等及び技術提案の履行確認に関するヒアリングを令和2年11月11日から令和2年11月13日までに実施する。

なお、ヒアリングの実施場所及び日時は、技術申請書提出期間経過後に通知する。

- (2) 正当な理由がなく当該ヒアリングを受けなかった者は、当該入札に参加することができない。

## 13 入札書等の提出場所、提出期間及び提出方法

- (1) 提出場所 電子入札システム上 (書面による入札の場合は、串間土木事務所)
- (2) 提出期間 令和2年12月9日午前7時から令和2年12月10日午前9時50分まで (入札書等を書面により提出する場合であって、送付によるときは入札参加資格を確認した日から令和2年12月9日午後5時まで、持参によるときは令和2年12月9日午前9時から午後5時まで)
- (3) 提出方法 電子入札システム (書面による入札の場合は、持参又は送付) による。

## 14 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県串間土木事務所入札室 串間市大字西方8970
- (2) 日時 令和2年12月10日午前10時

## 15 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則 (昭和39年宮崎県規則第2号) 第100条の規定による。

## 16 入札の無効に関する事項

- (1) 宮崎県財務規則第125条各号のいずれかに該当する入札のほか、次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 虚偽の申請を行った者のした入札

イ 宮崎県施工体制評価型総合評価落札方式 (WTO工事JV型) 実施要領 (令和2年7月1日県土整備部技術企画課定め。以下「WTO実施要領」という。) 及び入札公告等の規定に違反した者のした入札

ウ 本契約成立の日までに入札参加資格を満たさなくなった者のした入札

エ 工事費内訳書を提出していない者又は工事費内訳書に不備がある者のした入札

オ 当初の入札に失格基準価格未満の価格で入札した者のした再度の入札における入札

- (2) 入札を無効とした者には、その旨を通知する。

## 17 総合評価に関する事項

- (1) 評価基準については、WTO実施要領を参照すること。

- (2) 評価項目ごとの評価基準及び配点並びに総合評価の方法は、次のとおりとする。

なお、当工事の加算点の満点は、30点とする。

ア 評価項目ごとの評価基準及び配点

評価の視点	評価項目	評価基準	ウェイト	配点	
企業の技術力及び地域貢献度	施工実績（代表構成員） 過去15年間の同種工事の施工実績	配点×（実績件数／1件） 1件以上は満点	20	10	
	地域貢献度	JV構成員のうち、2者以上が県内企業		10	
		JV構成員のうち、1者が県内企業		5	
		上記以外		0	
配置予定技術者の能力	施工経験（代表構成員） 過去15年間の主任（監理）技術者等の同種工事の施工経験	配点×（経験件数／1件） 1件以上は満点	20	10	
	ヒアリング	技術者の専門技術力		ヒアリング	5
		当該工事の理解度			5
企業に係る高度な技術提案術 （※）	性能・機能	配点×（技術提案の得点／10点）	60	20	
	社会的要請に関する事項	配点×（技術提案の得点／10点）		20	
	施工上配慮すべき事項	配点×（技術提案の得点／10点）		20	
	履行の確実性	ヒアリング		—	
減点項目	入札参加資格取消し 入札参加資格停止	入札参加資格取消し	0	-6	
		入札参加資格停止（3か月以上）		-5	
		入札参加資格停止（1か月以上3か月未満）		-4	
		入札参加資格停止（1か月未満）		-3	
		上記に該当なし		0	
得点（満点）			100		

イ 総合評価の方法

○評価値の算出

(1)加算点の算出 加算点 = 30点 × 評価項目ごとの得点の合計値 / 得点(満点)

(2)評価値の算出 評価値 = 技術評価点 / 入札価格 = (基礎点(90点) + 施工体制評価点(10点) + 加算点) / 入札価格

なお、施工体制評価点については、調査基準価格以上の入札者に10点を加点するが、調査基準価格未満の入札者は、次の式により施工体制評価点の加点をする。

調査基準価格未満の入札者の施工体制評価点 = ((入札価格 - 失格基準価格) / (調査基準価格 - 失格基準価格)) × 10点

○同種工事等の設定

	同種工事の名称	同種工事の番号	備 考
同種工事	内空断面が40㎡以上のナトム工法による道路トンネル工事	—	詳細を別表1に記載
類似工事			

(評価項目の留意事項)

全て代表構成員について評価する。

(※企業の高度な技術力に係る技術提案)

企業の高度な技術力に係る技術提案については、別表2に記載。

別表1 同種工事の詳細

同種工事の名称	内空断面が40㎡以上のナトム工法による道路トンネル工事	同種工事の番号	
<p>&lt;同種工事の定義&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 国、都道府県、市町村及び民間事業者等が発注した工事であること。<ol style="list-style-type: none"><li>①災害復旧工事も対象とする。</li><li>②ナトム工法による道路トンネル工事であること。</li><li>③内空断面40㎡以上かつ延長900m以上の道路トンネル工事であること。</li></ol></li><li>2 主たる工種の内容が土木一式工事であること。</li></ol>			
類似工事の名称			
<p>&lt;類似工事の定義&gt;</p>			

別表 2 企業の高度な技術力に係る技術提案

技術提案を求める内容		
評価項目	課題	理由
工事的目的物の性能・機能に関する事項	覆工コンクリートのひび割れ抑制に関する技術提案を求める。	トンネル施工時のコンクリートの品質確保は、安全性及び耐久性の観点から非常に重要である。特に、トンネルにおいて覆工コンクリートにひび割れが発生した場合、剥離及び剥落事故に繋がることが懸念されるため、覆工コンクリートのひび割れ抑制に関する技術提案を求める。
社会的要請に関する事項	現場内（坑内・坑外）作業に対する安全対策に関して技術提案を求める。ただし、土捨て場及び熱中症等疾病に関する提案は除く。	本工事は延長L=1,044mと長い区間の施工となるため、坑内で事故等（重機、火災、ガス中毒、落盤等）が発生すると被害が大きくなることが懸念されることから、坑内作業に対する安全対策が必要である。また、施工期間が長期間であり、坑口部及び仮設備配置計画箇所は、一般車両と平面交差になることから、坑外作業に対する安全対策が必要である。現場内（坑内・坑外）作業に対する安全対策を実施することで、事故防止に繋がり、道路利用者への理解が得られ、円滑な施工に繋がることが予想されることから、安全対策に関する技術提案を求める。
施工上配慮すべき事項	トンネルの安定性に関してインバートの施工に関する技術提案を求める。ただし、インバートコンクリートの品質に関する提案は除く。	本トンネルは、地質的に脆弱な日南層群が分布し、破碎帯や土被りが小さい区間が存在することから、トンネルに作用する側圧の増大、変圧の作用、覆工の脚部での支持力不足等の問題が発生し、覆工に大きな断面力や変形が生じることが予想されるため、インバートにより断面を早期閉合し、トンネルを構造的に安定させる必要があることから、インバートの施工に関する技術提案を求める。



## (3) 審査結果の通知

技術提案として提出された提案については、入札受付開始日の3日前までに審査結果を通知する。

## (4) 評価内容の担保

技術提案に記載され、評価の対象となった内容については、設計図書に記載するものとし、工事完了後において、履行状況について検査を行うものとする。

なお、受注者の責めにより施工において技術提案の内容を満足できなかった場合は、工事成績評定の減点対象とする。

## 18 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で、失格基準価格以上の価格をもって入札した者のうち、17の総合評価の方法により算定した評価値が最も高い者を落札候補者（評価値が最も高い者が2者以上いる場合あっては、当該評価値の者による宮崎県建設工事等電子入札実施要領（平成17年12月1日県土整備部管理課定め）第19条第1項のくじ引きで決定したもの）とする。落札候補者が低価格入札でない場合には、そのまま落札者として決定する。

なお、落札候補者が低価格入札者である場合には、宮崎県低入札価格調査制度取扱要領（平成8年4月1日県土整備部管理課定め）による低入札価格調査を実施した上、落札者を決定する。

## 19 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県串間土木事務所

## 20 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 21 契約の締結に関する事項

本工事に係る契約には県議会の議決を要するため、落札者決定後は仮契約を締結し、当該議決を経たときに本契約が成立するものとする。ただし、本契約の日までに入札参加資格を満たさなくなったときは、本契約を締結しないものとする。

## 22 その他

(1) この競争入札による調達、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情処理検討委員会設置要綱（平成26年6月23日会計管理局会計課定め）に定める宮崎県政府調達苦情処理検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、共通事項書及び設計図書等による。

## 23 Summary

## (1) Project Name :

National Route 448, Ishinami Area Construction, (Working Title) Ishinami Tunnel Construction (2 Areas)

## (2) Outline of Construction to be Commissioned:

Tunnel Length (L)= 1,044m

Tunnel Width (W)= 6.0 (8.5)m

Actual Length of Tunnel Required (L)= 1,044m

Number of Tunnel Entrance (N)= 1

## (3) Location:

Ichiki, Kushima-shi, Miyazaki Prefecture, Japan

## (4) Announcement of Tenders :

Monday October 5 th, 2020.

## (5) Bidding Date :

Thursday December 10 th, 2020.

## (6) Point of Contact for Enquiries and Submission of Tenders :

Kushima Public Works Office, Prefectural Land Development Department, Miyazaki Prefectural Government

Nishikata 8970, Kushima-shi, Miyazaki Prefecture, 888-0001, Japan

Tel: 0987(72)0134

Fax: 0987(72)6582

Email: kushima-doboku@pref.miyazaki.lg.jp

## 選挙管理委員会告示

## 宮崎県選挙管理委員会告示第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和2年9月1日現在次のとおりである。

令和2年10月5日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉瀬和明

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,166人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 213,536人

## 宮崎県選挙管理委員会告示第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和2年9月1日現在次のとおりである。

令和2年10月5日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉瀬和明

宮崎市選挙区 110,848人

都城市選挙区 44,950人

延岡市選挙区 34,101人

日南市選挙区 14,788人

小林市・西諸県郡選挙区 15,172人

日向市選挙区 16,855人

串間市選挙区 5,106人

西都市・西米良村選挙区 8,770人

えびの市選挙区 5,405人

北諸県郡選挙区	6,874人	
東諸県郡選挙区	7,460人	
児湯郡選挙区	19,063人	
東臼杵郡選挙区	7,790人	
西臼杵郡選挙区	5,585人	